

岐阜県公報

第 百 二 号
令和二年五月十二日
(火曜日)

目 次

規 則

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 二八^{ページ}一

告 示

○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質により汚染されている区域の指定の解除

(環境管理課) 二八一

公 示

○土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 二八二

雑 報

○「岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価準備書の公告

(環境管理課) 二八二

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則(平成二十八年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百一十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和二年五月十二日

令和二年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成二十九年岐阜県告示第五百十五号により指定した区域（指定解除要措置区域台帳に示すとおり）の全部

（「指定解除要措置区域台帳」は、省略し、その台帳を岐阜県環境生活部環境管理課及び岐阜県東濃県事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

公 示

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和二年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	東 沖 地 区	令和 二・三・一九

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和二年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	相 川 左 岸 地 区	令和 二・三・二三

雑 報

○「岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価準備書の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第十三条の規定により環境影響評価準備書を作成したので、同条例第十四条第一項、第十五条第二において準用する同条例第八条の二第二項及び第四十六条第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和二年五月十二日

羽島市長 松 井 聡

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 岐阜羽島衛生施設組合

2 代 表 者 の 氏 名 管理者 岐阜市長 柴橋正直

3 主たる事務所の所在地 岐阜市境川五丁目一四七番地

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

2 種類 廃棄物処理施設の建設（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

高層工作物又は高層建築物の建設（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三 対象事業が実施されるべき区域 羽島市福寿町平方地内

四 関係地域の範囲 大垣市、羽島市、海津市、輪之内町、安八町の各一部

五 準備書及び準備書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県庁（六階 環境生活部環境管理課内）、岐阜市役所（南庁舎二階 環境部

FAX 〇五八（三九二）八三三八

環境政策課内）、大垣市役所（二階 生活環境部環境衛生課内）、羽島市役所（一階 建設部都市計画課内）、海津市役所（西館一階 市民環境部環境課内）、岐南町役場（二階 住民経済教育部経済環境課内）、笠松町役場（二階 企画環境経済部環境経済課内）、輪之内町役場（一階 住民課内）、安八町役場（一階 住民環境課内）、岐阜羽島衛生施設組合（し尿処理施設二階 施設建設推進課）

2 縦覧期間 令和二年五月十三日（水）から令和二年六月十一日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（岐阜市役所は、午前八時四十五分から午後五時三十分まで）

六 インターネットによる公表

準備書は羽島市ホームページ（<https://www.city.hashima.lg.jp>）においてもご覧いただけます。

七 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、対象事業の名称、ご意見（日本語）」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。

1 提出方法 羽島市役所建設部都市計画課まで持参いただくか、郵送で提出してください。

2 提出期間 令和二年五月十三日（水）から令和二年六月二十六日（金）まで（必着）

八 説明会の開催を予定する場所及び日時

不二羽島文化センター ニ〇一会議室（羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地）

令和二年五月二十日（水）午後七時から

輪之内町文化会館 リトルホール（安八郡輪之内町中郷新田一五〇〇番地）

令和二年五月二十一日（木）午後七時から

ハートピア安八 大会議室（安八郡安八町氷取三〇番地）

令和二年五月二十二日（金）午後七時から

九 問合せ

羽島市役所建設部都市計画課

電話 〇五八（三九二）一一一一（内線二二三五）

令和二年五月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社